

人事委員会議事録（第1760回）

1 開催日時

令和7年9月19日（金）15：00～16：50

2 開催場所

3委員会第2会議室

3 会議に出席した者

委 員	大久保 和 代	委員長
	鈴 木 尉 久	委 員
	長 尾 真	委 員
事務局職員	三 宅 ゆかり	事務局長
	北 守 人	任用給与課長
	川 崎 勝 之	任用給与課副課長

開 会

第1号議案

議事録の承認を求める件（第1759回）

人事委員会議事録（第1759回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

協議事項1

職員の給与等に関する報告及び勧告の取扱い

任用給与課長が、本年の職員の給与等に関する報告及び勧告の取扱いを説明した。

（委員）

国は本府省職員の対応関係の見直しを行い、県は行わないとのことだが、給料表の改定として出てくる改定率は国と同程度になる見込みか。

（事務局）

そのとおり。本府省見直し分は本府省の手当に充てられるとのこと、給料表の改定率は、国と同程度になる見込み。

（委員）

今までに月例給与水準が地域別最低賃金を下回る場合があったのか。

（事務局）

今のところはそのようなケースは聞いていないが、従来に比べて最低賃金が全国的に上昇しており、月例給与水準が地域別最低賃金を下回った場合に対する予防措置である。

(委員)

職員の主体的なキャリア形成に関する取組は、具体的には何かあるのか。

(事務局)

キャリアチャレンジプログラム、スペシャリスト育成プログラムがある。その他インターンのような制度のマルチワークプログラムがある。

(委員)

所属では制度の利用を推奨しているのか。

(事務局)

上手くマッチングするのであれば、参加して欲しいと考えている。

(委員)

どの程度使われているのか。

(事務局)

昨年度の実績は12人

(委員)

目標数値はあるのか。

(事務局)

目標数値は設けていない。

(委員)

障害者の法定雇用率達成の目途は。

(事務局)

法律で決まっているので近づけていくかたちになる。知事部局は達成できているが、教育委員会や病院等、職種が決まっている部局については達成できていないところがある。

(委員)

達成できていないことによる罰金はないのか。

(事務局)

行政については、罰金はない。

(事務局)

免許の保有状況や業務の特性等からマッチングが難しい事情がある。

(委員)

県全体でカバーしてということにはならないのか。

(事務局)

任命権者毎のため、他の任命権者でカバーすることはできない。

(委員)

先読み加配について、本人が落ち着いてから休暇・休業の申出をされることが多く、実際に休暇・休業を取得するまであまり時間がないので、人員の確保が難しいのでは。

(委員)

在宅勤務について、世間の流れは元に戻りつつあるように感じるがどうか。

(事務局)

現在では目標数値はなく、適正なかたちで無理のないように実施していくこととなる。

(委員)

良い要素ばかり書いてあるが、OJTの目配りが必要等反対的な要素も盛り込んで、正しく取らないといけないというニュアンスが出た方が良い。

(事務局)

コロナ禍においては新規採用職員等とのコミュニケーションや教育に苦労したが、現在では、業務の状況に応じて、在宅勤務を上手く組み合わせるような状況で、新規採用職員が孤立するほどの在宅勤務の実施というのではありません。

(委員)

現在は、強制ではなく職員が自由に選択できる状況となっている。

(委員)

教育委員会より知事部局の方が精神疾患の割合が高いのか。

(事務局)

絶対数はわからないが、割合としては知事部局の方が高い。

(委員)

健康相談はどこにできるのか。

(事務局)

職員健康管理センターに相談できる。

(委員)

ハラスメントの研修を継続的に受講するのは良いと思うが、幹部職員だけでなく知事副知事については記載しないのか。

(事務局)

本文には記載する予定としている。

(委員)

警察のハラスメント相談件数が増加傾向とのこと、相談に効果があると考えられているという良い傾向

(委員)

教育職のモデル給料表の作成は、全人連に委託しなければならないのか。

(事務局)

給料表の作成に当たっては、地方公務員法に定める均衡の原則に基づいて他の都道府県との均衡を図る必要があるが、教育職については国の給料表がなく、基準とするものがない。モデル給料表は、国が作成していた教育職の給料表をベースに行政職等の給料表の改定状況を踏まえて作成されているものである。独自の給料表を作成している自治体がないわけではないが、モデル給料表は、全国の自治体で参考にされている。

(委員)

会計年度任用職員の再度任用について、回数の上限を撤廃するのであれば、常勤の正規職員にすればよいのではないか。

(事務局)

再度任用の上限回数を撤廃したとしても更新は1年毎で、全く別の制度として考えている。

(委員)

人が減っている中で、専門職については特に人材獲得競争が予想され人材が確保できるかどうか危うい。雇用条件を良くする必要がある。

(事務局)

処遇改善に努めているが、上限号給があるため頭打ちになってしまう。

(委員)

現状はあるが、制度導入当初から労使協議に任せている経緯があり、今から人事委員会が労使協議に介入するのは難しい。

報告事項 1

令和7年職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査等の結果

任用給与課長が、標記調査の結果を報告した。

(委員)

60歳超の職員はどのくらいいるのか。

(事務局)

約2,600人

(委員)

民間の手当について、管理職手当等他の手当は調べていないのか。

(事務局)

人事院と共同で調査を行っており、その年の課題と考える手当を調査対象としている。

報告事項 2

任命権者が行った処分

任用給与課長が、警察本部長が行った1件の懲戒処分の内容及び理由を説明した。

閉 会